

第1 行政改革の背景と必要性

1 これまでの行政改革の取組み

(1) 提言と成果

本市における行政改革の取組みは、昭和 57 年度から庁内プロジェクトチームなどを中心に推進してきたが、平成 18 年度からは、学識経験者、市民団体の代表及び公募市民で構成する生駒市行政改革推進委員会を設置し、外部組織の幅広い視点を取り入れて、「行政改革大綱」（計画期間：平成 18 年度～23 年度）を策定した。平成 24 年度からは、「創意工夫のできる自律型自治体へ変革すること」の基本目標と、「協働」「効率」「自立」の 3 つの基本理念とを継承した「行政改革大綱」（計画期間：平成 24 年度～28 年度）を策定した。

平成 19 年 3 月策定の行政改革大綱では、アクションプランにおいて 51 項目の取組みを行ってきた。51 項目中 49 項目は A～C 評価で成果が得られたとの評価であり、概ね成果が得られたといえる結果となった。

[行財政改革の取組み]

年度	提 言	市の主な取組み・対応
18	生駒市の入札制度改革に対する提言書	入札制度や契約制度の調査・見直しを実施し、公平で透明性の高い入札・契約制度を構築するため、電子入札の導入や入札監視委員会を設置
	生駒市における効果的かつ公正な広聴の仕組みづくりに向けた提言	法令遵守推進条例を平成 19 年 11 月に施行。「要望等記録制度」や「公益目的通報」などの体制・制度を構築した。
	補助金等の見直しに関する提言書	147 件中「廃止」と提言されたもの 18 件（うち 13 件廃止）
19	未利用財産活用に関する提言書	今後も利用計画のない物件について売却 売却実績 7 件 （土地 1,698.68 m ² 、建物延べ 113.45 m ² ）、計 111,307,000 円
	適正で透明性の高い補助金制度の構築に向けた提言	「生駒市補助金交付規則」の制定及び「生駒市補助金制度に関する指針」策定
	事務事業のあり方に関する提言	※この提言は、生駒市の事務事業全般（472 事業）について点検・評価を行ったもの。
21	行政委員会委員報酬の適正化に向けた提言	行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会）の各委員報酬について、月額で支給していたものを、月額で支給するよう改正。
	外郭団体に関する提言～外郭団体の自主性・自立性の強化に向けて～	「廃止（解散）すべき」と提言された 2 団体（「生駒市土地開発公社」及び「(財)ふれあい振興財団」）のうち「(財)ふれあい振興財団」を解散。
	議員及び特別職報酬等の適正化に向けた提言	市長及び副市長の報酬 10%削減
	職員数及び給与等の適正化に向けた提言	職員数：907 人(平成 21 年 4 月 1 日) →813 人(平成 30 年 4 月 1 日) 特殊勤務手当の見直しを実施
	アクションプランに関する提言書	※この提言は、平成 19 年 3 月策定行政改革大綱の前期アクションプランの検証と後期アクションプランを提言として示したもの。
22	補助金等の見直しに関する提言書	144 件中 36 件抽出し提言。36 件中「廃止」と提言されたもの 9 件（うち 4 件廃止）
25	補助金等の見直しに関する提言書	138 件中 27 件抽出し提言。27 件中「廃止」と提言されたもの 9 件（うち 3 件廃止）

(2)平成 24 年 3 月策定行政改革大綱 後期行動計画における成果と課題

[後期行動計画取組状況評価（平成 28 年度末時点）]

評価区分	重点項目		推進項目		項目計	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
A：高い成果が得られた	4	28.6	2	28.6	6	28.6
B：予定どおりの成果が得られた	5	35.7	4	57.1	9	42.9
C：一定の成果が得られた	2	14.3	0	0.0	2	9.5
D：やや不十分な成果にとどまった	3	21.4	1	14.3	4	19.0
E：成果は不十分であった	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	14	100	7	100	21	100

A 評価と B 評価を合わせると全項目の 71%を占めており、計画的に取組みが進められ一定の成果が出ている。しかし、重点的に優先的に取り組むべき重点項目について、14 項目のうち 3 項目が D 評価、推進項目においても 7 項目のうち 1 項目が D 評価となっており、これらの項目については、成果が得られなかった原因を分析し、今後の取組みや施策につなげていく必要がある。

低評価(D評価)だった取組み

■「協働」(市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進)

「協働」についての取組みのうち「自治基本条例による協働の取組の推進」の 3 つの取組項目すべてが D 評価となった。

①市民自治協議会の設立拡大と運営支援【重点項目】

市民自治協議会及び設立準備会(プラットフォーム)の設立地区数が目標に達しなかった。行政改革推進委員会からは、地域の課題解決のパートナーとして市民自治協議会の設立に行政はもっと積極的に支援すべきと指摘している。

②市民、NPO など協働のパートナーへの支援【重点項目】

評価指標であるマイサポいこま(生駒市民が選択する市民活動団体支援制度)の支援対象登録団体数が目標に達しなかった。行政改革推進委員会からは、登録の際の公益性の適正なチェックの必要性や、制度を前提とした長期間の継続登録が、団体の自立を妨げる可能性があることを指摘し、運用上の課題を整理し、改善を検討すべきであると指摘している。

③市民政策提案制度の効果的な運用【推進項目】

提案件数が目標値に達しなかった。行政改革推進委員会からは、制度のネーミングも含め、市民に提案してもらえるような運用と周知の方法について工夫が必要であると指摘している。

■「自立」(自立した自治体への変革)

①重点施策を効果的に推進できる組織機構の構築と柔軟な運営【重点項目】

行政改革推進委員会からは、組織改編によって市民には分かりにくくなる場合があるため、市民生活に影響が出ないよう配慮が必要であること、また、子育て支援や環境などの必要な施策にプロジェクトチームなどの横断的組織を活用していくべきと指摘している。

(3)市民満足度調査の分析

前行政改革大綱は、真に必要なサービスを維持し、生駒市自治基本条例のルールに基づき、第5次総合計画の実現によって「市民満足度の向上」を図ることを最終目的としており、平成29年5月に実施した「市民満足度調査」を前行政改革大綱の基本理念ごとに分類し分析を行った。

①「協働」(市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進)

「協働」に関する設問6項目中4項目は満足度が上昇しており、「協働」については、現在の取組みが一定の成果を得ているといえる。特に、「市民活動や地域活動の支援」の満足度が上昇している。

市民満足度調査結果(「協働」に関する設問)

No	アンケート項目	行革大綱	H24	H27	H29
1	生駒市が実施している取組やサービスについて、現状の「満足度」をおたずねします。				
	市民活動や地域活動の支援	1(2)	51	50	54
	情報公開	1(1)	51	49	52
2	生駒市の目指す姿に対して、市の現状をどのように感じておられるか。				
	111-1 市民と行政がそれぞれの役割分担と責任に基づいてお互いの立場や特性を尊重しながら、協働によるまちづくりが行われている。	1(2)	48		
	111-1 市民と市、市民同士が互いに対等な立場で相互に補完し合い、協働によるまちづくりが進んでいる。			50	52
	112-1 市民が知りたい地域や市の情報を早く・簡単・正確に入手している。	1(1)	51	53	58
	112-2 市が発信している情報を市民が有効に活用している。	1(1)	53	53	53
	121-1 地域の連帯感や助け合いの意識が高まり、自発的な活動が進んでいる。	1(2)	53	53	52

※「満足」を100点、「やや満足」を75点、「普通」50点、「やや不満」を25点、「不満」を0点として得点化。

②「効率」(経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供)

「効率」に関する設問9項目中8項目が平成24年度の調査から上昇しており、多くの取組みが市民の中でも認識されており満足度の上昇につながっているとみることができる。

今後収入の増加が見込まれない厳しい財政状況が見込まれ、その時代に応じた補助金制度の運用を図る必要があり、補助金制度の適正な運用について検証を行っていく必要がある。

また、「公共施設の有効活用」については、平成19年3月策定行政改革大綱から取り組んでおり、平成24年3月策定行政改革大綱後期行動計画ではA評価となっている。しかし、今後施設の老朽化に対し、少子高齢化・人口減少や厳しい財政状況という背景が予想される中、引き続き重要な課題として、施設の長寿命化や適正な施設配置を含めた公共施設のマネジメントに取り組んでいく必要がある。

市民満足度調査結果（「効率」に関する設問）

No	アンケート項目	行革大綱	H24	H27	H29
1	生駒市が実施している取組やサービスについて、現状の「満足度」をおたずねします。				
	環境教育	2(4)	50	50	53
	ごみの減量や分別収集	2(4)	51	44	50
2	生駒市の目指す姿に対して、市の現状をどのように感じておられるか。				
	141-1 市民のニーズに基づく行財政運営が行われ、市政に対する市民の満足度が高まっている。	2(1)	47	50	51
	141-2 総合計画の進行管理が適切に行われ、計画の目標が達成されている。	2(1)	45	49	52
	142-2 質の高い公共施設の管理運営が、安定的に行われている。	2(3)	53	53	55
	331-1 5Rの意識が、市民や事業者に浸透している。	2(4)	53	58	59
	331-2 ごみ排出のルールが守られ、資源化による燃やすごみの減量化が一層進んでいる。	2(4)	60	64	65
	332-1 市民・事業者・行政の協働により、環境負荷の少ないまちづくりが進んでいる。	2(4)	48	48	50
	332-2 環境活動に参加するなど環境に配慮して生活する市民が増えている。	2(4)	50	57	57

③「自立」（自立した自治体への変革）

「自立」に関する設問 6 項目中 4 項目が上昇していることから一定の成果は得られている。組織機構に係る設問について、設問「少数精鋭で効率的・効果的な組織体制」では、平成 24 年度から 7 ポイント上昇しているが、「社会情勢に合った柔軟な組織」に関する設問は、平成 24 年度からは変わっていない。

市民満足度調査結果（「自立」に関する設問）

No	アンケート項目	行革大綱	H24	H27	H29
1	生駒市の目指す姿に対して、市の現状をどのように感じておられるか。				
	143-1 社会保障費増大に対応し、かつ投資的経費も賄える強い財政運営が確立されている。	3(1)		43	49
	143-2 財政指標が健全な状態である。	3(1)		57	56
	143-3 現在必要な事業は確実に執行しつつも、将来世代への借金が極力抑制されている。	3(1)	45	42	51
	144-1 少数精鋭で効率的・効果的な組織体制となっている。	3(5)	42	44	49
	144-3 市役所は社会情勢に合った柔軟な組織になっている。	3(5)	53	48	53
	144-2 職員が能力を向上・発揮して業務を遂行している。	3(4)		53	53

※市民満足度調査に関する総括を記載予定

2 生駒市を取り巻く環境

(1) 財政状況と見通し

① 歳入の状況と見通し

歳入総額の4割以上を占める市税収入は、近年170億円前後で推移しているが、今後生産年齢人口(15~64歳人口)の減少に伴い減収していくことが予想される。

また、地方交付税※1については、毎年度5%程度減少しており、今後も減額される見通しである。

このような状況から、今後、一般財源※2の増加を望むことはできない状態である。

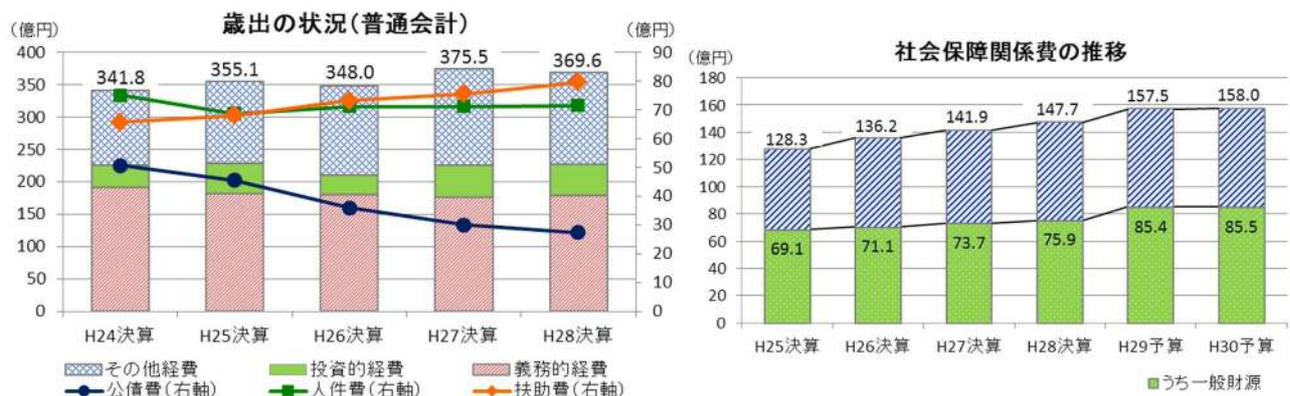


※1 地方交付税：国税の一定割合の額が、標準的な行政サービスの実施にあたり一般財源が不足する地方公共団体に交付されるもの。

※2 一般財源：地方公共団体の収入のうち、使いみちを自由に決めることができる財源。地方税、地方交付税、地方譲与税など。

② 歳出の状況と見通し

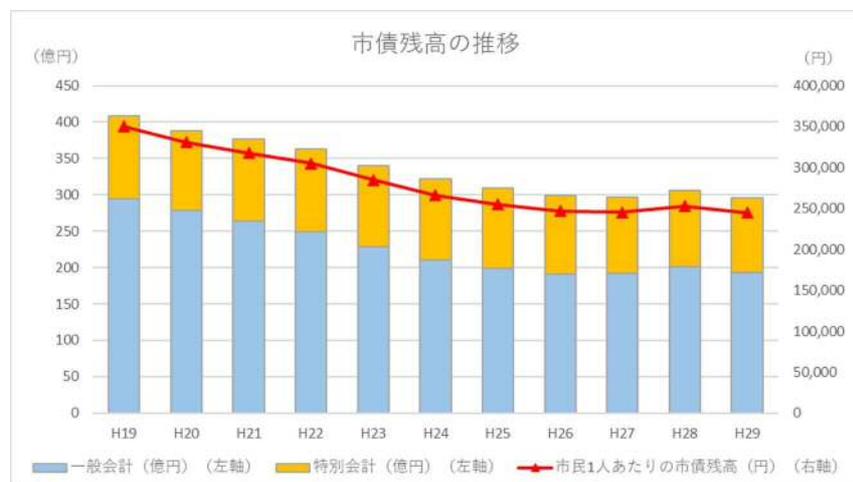
投資的事業が続いたこともあり、歳出の総額は近年増加傾向である。今後、社会保障関係費は一般財源ベースで毎年度約2.5億円以上増えることが見込まれ、義務的経費が市の財政を圧迫する極めて厳しい状況である。また、平成31年度から運営が開始される生駒北学校給食センターの運営費用が必要となるほか、公共施設の約半分が建設から30年以上経過し、保全・改修等の費用が必要となる。



③市債残高、公債費の推移

○市債残高の推移

平成29年度に繰上償還を行ったこと等により、市債残高は平成28年度と比較して8億2,200万円減少した。



市民1人あたりの市債残高

	H29
一般会計	160,179 円
特別会計	84,735 円
生駒市の人口	120,636 人

生駒市の人口は10月1日現在

○公債費の推移

平成29年度に市債の繰上償還を行ったこと等により、公債費の歳出は平成28年度と比較して4億7,000万円増加した。



市民1人あたりの償還額

	H29
一般会計	27,205 円
特別会計	7,941 円
生駒市の人口	120,636 人

生駒市の人口は10月1日現在

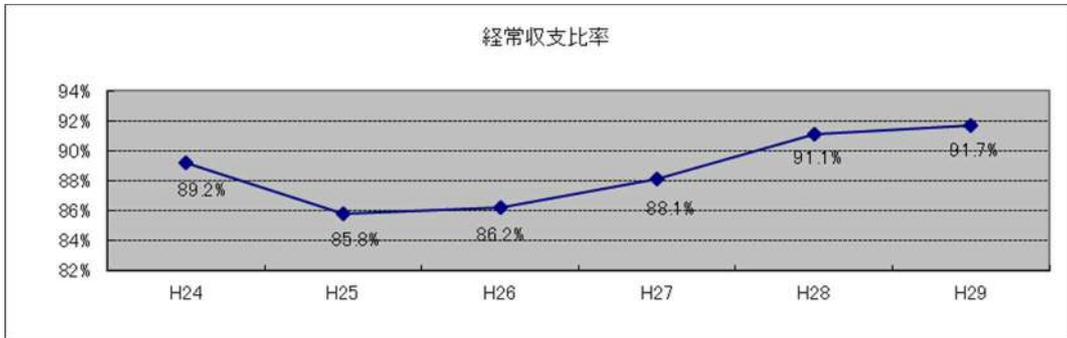
【 市 債 】：市債は、道路や公園、下水道などの基盤整備、学校施設の建設・改修など、大型の建設事業等を行うための財源。公共施設の整備を行うには、一時的に多額のお金が必要となり、一度に支出するには負担が大きすぎるため、それを賄うために市債を発行し、財政負担の平準化を図る。市債の発行は世代間の負担を公平にする効果もあり、後世代も受益者として考えられる。

【 公 債 費 】：公債費とは、過去の市債の返済にかかる元利償還金と、一時借入金の利子。

④財政指標

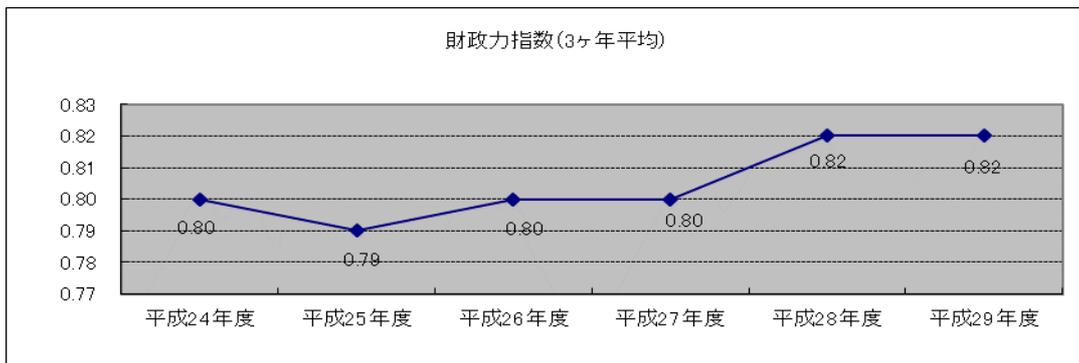
○経常収支比率

平成 28 年度以降は一般会計から病院事業会計への負担金の影響から比率が悪化している。平成 30 年度以降も、介護や医療などの社会保障費の増加とともに、団塊世代の職員の定年退職が増加することが見込まれ、比率は上昇していく傾向にある。



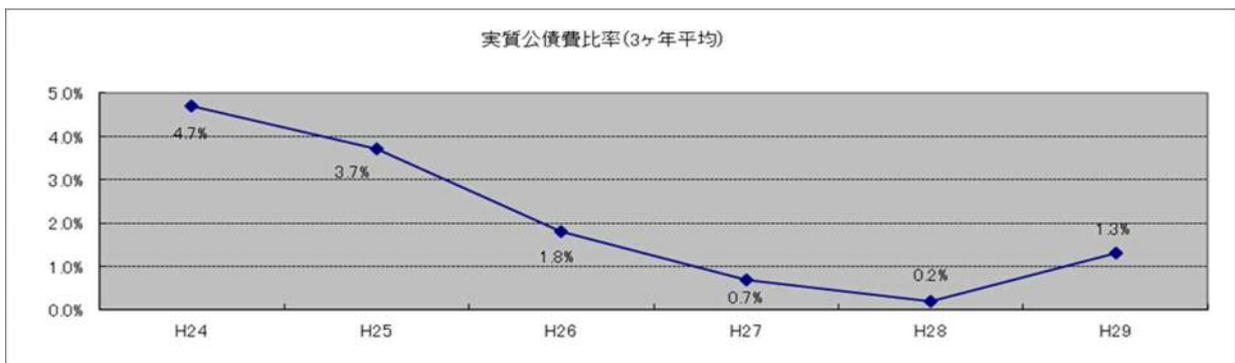
○財政力指数

平成 29 年度は前年度と比較して、基準財政需要額は臨時財政対策債振替相当額（基準財政需要額算定上控除される）の増加はあったが前年度並みとなり、基準財政収入額は市税や固定資産税は増額となったものの各種交付金が減額となり前年度並みとなり、単年度の指数は 0.83、3 カ年平均は 0.82 と前年度と同じになった。



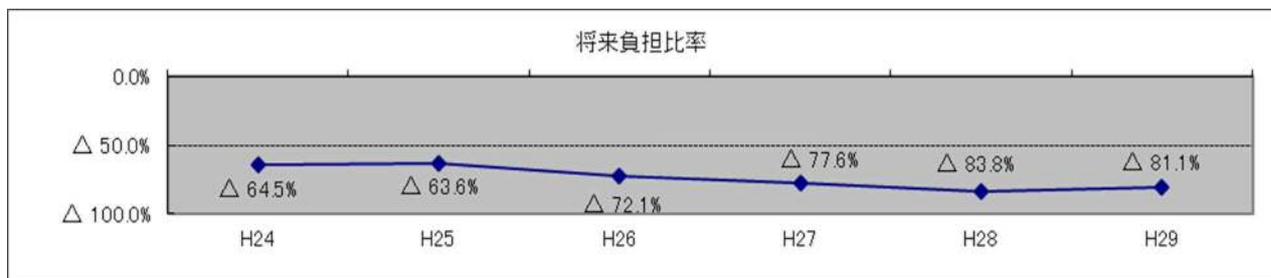
○実質公債費比率

平成 29 年度は前年度と比較して、一般会計等の元利償還金が増え、下水道事業に係る計算方法の変更や、病院事業の償還に係る準元利償還金の増加、それらに係る基準財政需要額算入額も減少したことなどにより、単年度の比率は前年度 0.6%から 2.8%に上昇し、3 ヶ年平均でも 1.3%と上昇（悪化）した。



○将来負担比率

平成 29 年度は前年度と比べて、将来負担額は、一般会計等の地方債現在高は減少したものの、PFI手法を活用した（仮称）生駒北学校給食センターの整備に着手したことから将来負担額が増加した。他方、基金や基準財政需要額算入見込額などの充当可能財源等が増加したが、黒字の比率は 2.7 ポイント下降した。なお、将来負担比率がないことは平成 19 年度から変わらない。



【経常収支比率】：地方税、地方交付税など使いみちが自由で毎年決まって収入される財源の中に、人件費、公債費（借入金の返済金）などの毎年決まって支出される経費がどれだけ占めているかを表す割合

【財政力指数】：市が標準的な行政サービスを行うために必要な経費に対して、自主的な収入（市税や各種使用料など）の割合がどの程度かを表す数値

【実質公債費比率】：通常水準の行政サービスを提供するために必要な財政規模に対して、実質的な公債費相当額がどの程度の割合になるかを示す指標

【将来負担比率】：通常水準の行政サービスを提供するために必要な財政規模に対して、地方債の残高、地方公社の負債額、全職員の退職手当予定額など、将来の実質的な負担がどの程度になるかを示す数値

(2)人口動向と推計

①人口動向

本市は、平成 30 年 10 月 1 日現在で、総人口は 120,118 人、世帯数は 50,061 世帯となっており、平成 25 年の 121,331 人をピークに人口減少に転じている。

これまで、自然増、社会増と両方が増加することで大きく人口が増加してきた。自然動態では、出生数が死亡数を上回り、「自然増」を続けてきたものの、近年は出生数が横ばいになっている一方で死亡数が増加し、出生数と死亡数の差が小さくなり、増加傾向が鈍化している状況にある。

一方、社会動態では、転入が転出を上回り、「社会増」を続けてきたものの、近年は転入と転出の差が小さくなり、増加傾向が鈍化している。

②生駒市人口ビジョンによる総人口の推移【図1】

本市における過去の人口動態を踏まえつつ、今後の少子・高齢化の進展を想定し、さらに国が推し進めているまち・ひと・しごと創生総合戦略※1 に基づく東京圏の一極集中の是正や、生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略※2 に掲げる市内の子育て層への支援や市外からの子育て層の移住を促すための政策的な取組による効果を総合的に考慮して推計した結果、現状の人口規模から 2020 年をピークに本格的に人口減少に転じ、その後一貫して減少を続けるものの、2060 年においても 11 万人程度を維持すると見通している。

※1 まち・ひと・しごと創生総合戦略：地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目標として、2015 年度から 5 年間の国の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

※2 生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略：「女性が活躍しながら、安心して 2 人目、3 人目の子どもを産み、育てられる先進的住宅都市・生駒」を目指すまちの姿として設定し、その実現を目指して、出生率の向上や子育て世帯の定住促進・転入増加を図るための基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

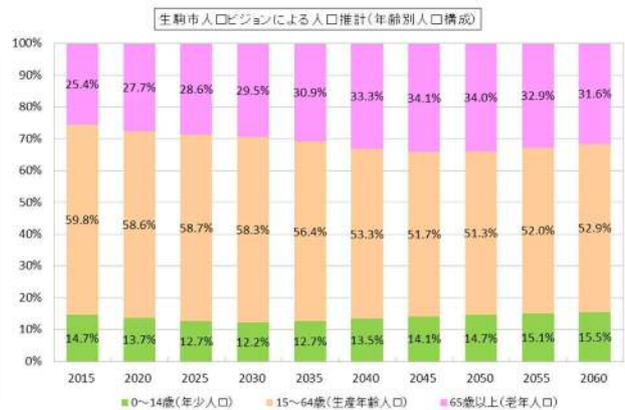
③年齢別人口構成の推移【図2】

本市においては今後も急速に高齢化が進展する状況にあり、2017 年で 26.8%の老年人口比率（65 歳以上）は、2045 年には 34.1%まで増加し、その後減少に転じると見込んでいる。

また、年少人口比率（14 歳以下）は、2017 年の 14.4%から 2030 年には 12.2%まで減少し、その後増加に転じると見込んでいる。



【図1】



【図2】

(3)職員数の推移

①職員数及び人件費の推移

職員数の推移をみると、正規職員数は平成 19 年度の 969 人から一貫して減少しており、平成 30 年 4 月 1 日時点で 813 人となっている。一方、平成 20 年度から平成 30 年度の 10 年間で、臨時職員数は約 150 名、再任用職員数は約 50 名増加している。



9



■一般会計と特別会計の人件費(退職手当を除く) + 賃金

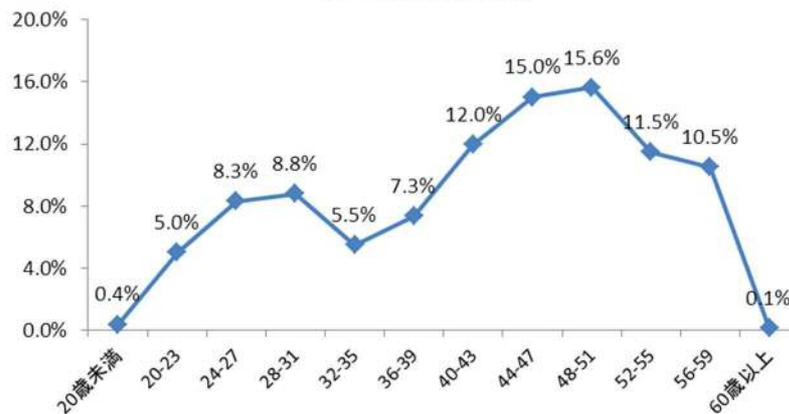
②年齢別職員構成の状況

平成 29 年 4 月 1 日時点の年齢別職員構成をみると、44 歳～51 歳の職員が 251 人、52 歳～59 歳の職員が 180 人となっている。今後、多くの職員が定年退職する見込みとなっているため、職員数の削減だけでなく、持続可能な組織であり続けるためにも、毎年度一定人数の新規職員を採用することなどにより、世代に偏りのない職員構成とする必要がある。

	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	3	41	68	72	45	60	98	123	128	94	86	1	819

平成29年4月1日時点

年齢別職員構成



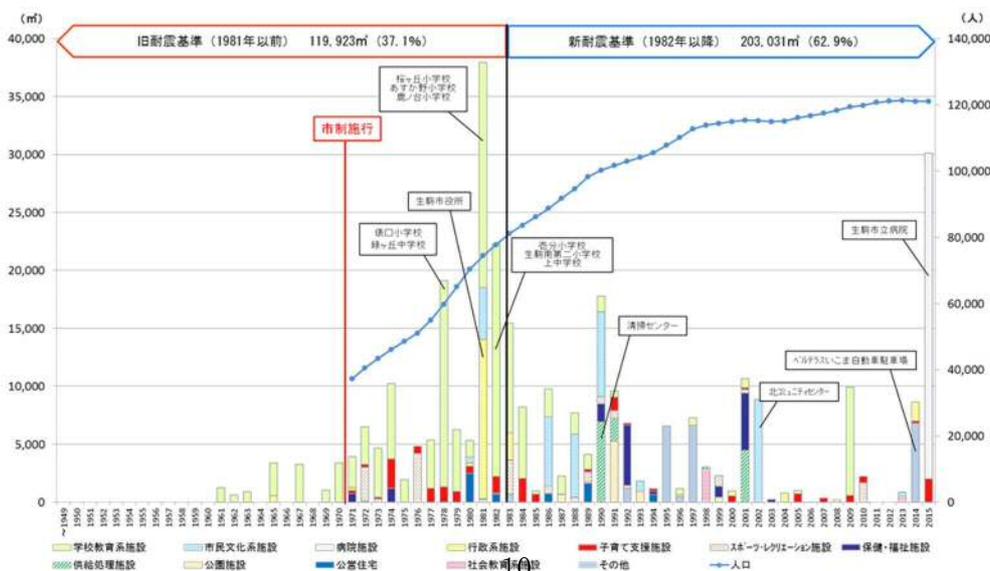
③退職者数の増加

平成 30 年 4 月 1 日現在の職員数が 813 人であり、今後 15 年間で半数以上の職員が退職を迎えることになる。経験年数が大幅に低下することから基本方針の「時代に対応できる機能的な組織づくりと人材育成の推進」を推進していく必要がある。

(4)公共施設の現状

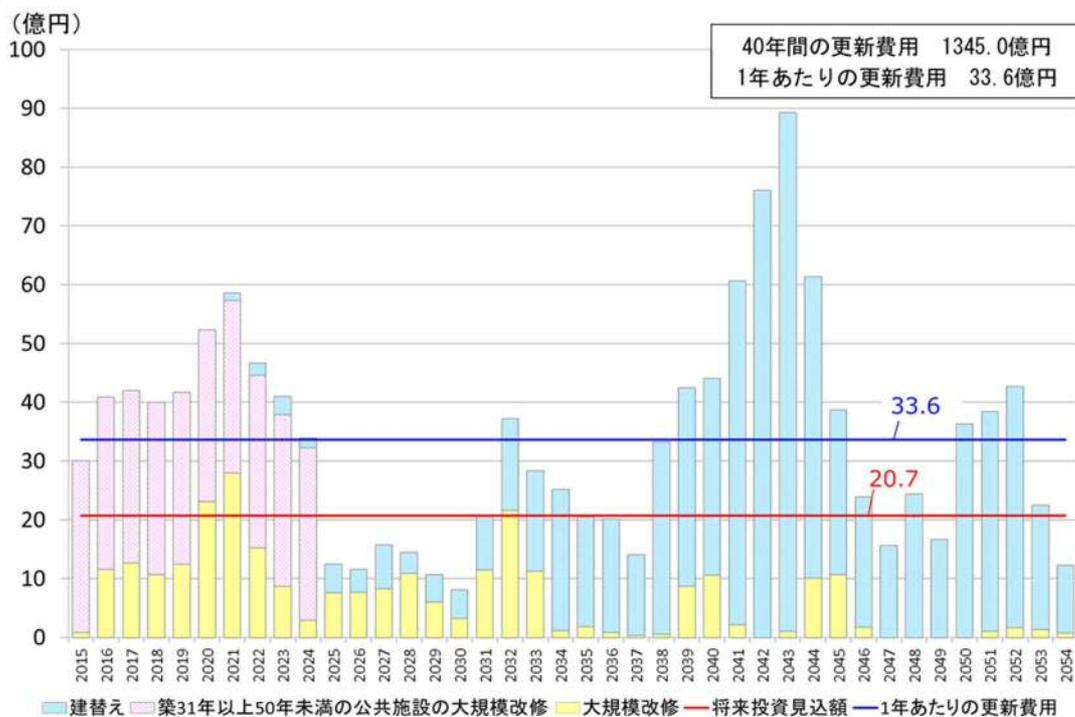
①公共施設の現状

1971 年の市政施行後、人口の急激な増加に併せて公共施設を整備。建設から 30 年以上経過する施設が 50%以上を占め、今後保全・更新に多額の費用を要する。長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、公共施設の最適な配置を実現する必要がある。



②将来の更新費用の推計

公共施設の更新費用を今後 40 年間で 1,345 億円、1 年あたり 33.6 億円と推計している。これは、過去 5 年間の投資的経費の平均額の 1.6 倍に相当し、全ての公共施設を同じ規模のまま維持し続けることは困難である。



3 行政改革大綱の継続・充実の必要性

(1) 前行政改革大綱の取組みを踏まえた課題

前行政改革大綱は、本市を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域の特性を活かした魅力ある生駒市を実現するために、『創意工夫のできる自律型自治体へ変革すること』を改革の基本目標とし、市民の積極的なまちづくりへの参画とともに、職員一人ひとりの創意工夫により、自律的に行動できる自治体を目指したものであった。

基本目標を達成するために、地域の実状を踏まえたまちづくり活動が継続的に展開されるよう、市民が行政と協働し、今まで以上に、より主体的に活動することが重要であり、市民と行政、議会との協働の実現に向けた自治の仕組みをより確固たるものにするとともに、行政が果たすべき役割や市民ニーズを踏まえた効率的・効果的なサービス提供など、これまでの改革を継続・充実することが必要とされた。

前行政改革大綱後期行動計画では、「なにを、いつまでに、どのようにするか」という具体的な取組みを定めた。全般的に行政改革の取組みは計画的に進められ、一定の成果が表れているといえるが、今後、行政改革を着実に進めていくには、次の点について改善すべきと考える。

- 行政改革推進委員会による評価で、D評価となった項目については、その原因を分析し、今後の取組みに反映させ、取組内容や目標の見直しにより更なる取組みを推進すること。特に、「協働」についての取組みのうち「自治基本条例による協働の取組の推進」の3つの取組項目すべてがD評価となっており、さらなる「協働」の取組の推進が必要となる。
- 次期の行政改革の取組みについては、指標や数値目標について、その実現性も踏まえてより適切なものを設定するよう見直すこと。
- 継続的な取組みによって一定の成果があった項目についても、この成果でとどまらず、さらなる市民サービスの向上のため、引き続き行政改革の推進に向け取り組んでいくこと。

今後、財政状況がさらに厳しくなることが予想される中、より一層の行政改革に取り組み、行政改革各項目の取組みによる成果についてあらためて検証し、市民サービスの向上に努めていくことが求められる。

(2) 新たな行政改革大綱の必要性

わが国は本格的な人口減少社会に入り、総人口は今後確実に減少していく。本市の人口は、平成25年をピークに人口の減少局面に入っている。生産年齢人口の減少などにより、市税収入の大幅な増収を見込むことができない一方で、増加し続ける社会保障費や施設・インフラ整備の老朽化による維持補修費等の上昇などにより、財政が硬直化しつつある。

このような厳しい社会経済環境の中においても、本市は、市民に一番身近な基礎自治体として、市民生活の安定を最優先に考えた行政サービスを継続的、効果的に展開し、今まで以上に、市民との協働によるまちづくりを推進していく必要がある。

また、わが国では2040年に高齢者人口がピークを迎え、「人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか」をテーマとした「自治体戦略2040構想」を掲げ、「スマート自治体への転換」を自治体の課題として挙げている。その中で、「従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組み」「A I・ロボティクスが処理できる

事務作業は全てA I・ロボティクスによって自動処理できる仕組み」が必要とされている。本市においては、今後、多くの職員が定年退職する見込みとなっているが、職員数の削減だけでなく、持続可能な組織であり続けるためにも、職員・組織・仕事の質を向上させ、行政組織の総合力を高める「質的向上」に着目した改革を進めるとともに、I C Tのさらなる利活用により、行政事務の効率化、環境に配慮した行財政運営に取り組むことが必要である。

さらに、高度経済成長期に大量かつ集中的に整備してきた公共施設や道路、上下水道などのインフラ施設が今度一斉に更新時期を迎え、これに伴う老朽化施設の対策経費の増大や重大な事故などのリスクが高まることが予想される。こうした状況に対応するため、人口減少による低密度化や利用ニーズの低下などの変化を的確に把握し、公共施設の適正管理（ファシリティマネジメント）に向けた取組みを推進していく必要がある。

これらのことから、自立した自治体であるためには、市民ニーズを的確にとらえながら、優先的・重点的に提供すべき行政サービスを選びすぎず、財源を安定的に確保する必要がある。しかしながら、従来のような行政改革だけでは財源の確保は限界となるため、今後は、「稼ぐ自治体」という自らの地域力を高める手法も不可欠である。

第2 行政改革大綱の基本的な考え方

1 第6次総合計画の推進

生駒市のまちづくりを進める上で、基本となる指針として、新元号1年●月に策定した「第6次総合計画」の概要は以下のとおりであり、行政改革大綱が実現すべき目標として位置付けられる。

◎基本理念 総合計画に基づくまちづくりを実現する上で、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方。

市民主体のまちづくり	自助・共助・公助	多様な主体との協創によるまちづくり
まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、あらゆる分野における、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進する。	身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方（補完性の原理）を基本とする。	少子高齢化など市を取り巻く大きな変化に対応するため、既存の方法を不断に見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な都市経営を行う。

◎将来都市像 『自分らしく輝けるステージ・生駒』

◎まちづくりの目標

「Ⅰ安全で、安心して健康に暮らせるまち」、「Ⅱ未来を担う子どもたちを育むまち」、「Ⅲ人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち」、「Ⅳ人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち」、「Ⅴ地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち」、「Ⅵ持続可能な行財政運営を進めるまち」

◎計画期間：基本構想 2019～2039年度

基本計画 第1期：2019～2023年度

第2期：2024～2027年度

第3期：2028～2031年度

第4期：2032～2035年度

第5期：2036～2039年度

2 行政改革大綱の位置付け

行政改革大綱は、仕事の仕組みや方法の改革を通じて、「第6次総合計画」における将来都市像の実現に向けた施策・事業の積極的な展開をバックアップし、更に効果的・効率的な行政経営を推進するため、市が取り組むべき改革の考え方・あり方を明らかにするものである。

市民が求める質の高い多様なサービスを効率的に提供できる環境をつくりあげるためには、自律型の自治体を目指した行政運営の改革を継続することが不可欠であることから、行政改革の基本目標、基本方針は、前行政改革大綱の考え方を維持・継承する。

3 行政改革の目的

行政改革大綱では、行政組織や業務の簡素・効率化を中心に取組んできたこれまでの行政改革を継承しつつ、これらをさらに発展させ、成果志向、職員・組織・仕事の質の向上や市民との協働を基調とした行政運営の仕組み・規範の改革を実現し、財政の安定化を図ることで、自律型の自治体への変革を遂げる。

これによって、真に必要なサービスを維持し、生駒市自治基本条例のルールに基づき、第6次総合計画を実現することで、現在と将来の負担を平準化し、持続可能な財政運営に努めることにより「次世代へつなぐ」ことを最終目的とする。



第3 目標と方針

1 基本目標

市を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域の特性を活かした魅力ある生駒市を実現するために、『創意工夫のできる自律型自治体へ変革すること』を改革の基本目標とし、市民の積極的なまちづくりへの参画とともに、職員一人ひとりの創意工夫により、自律的に行動できる自治体を目指す。

**限られた資源の中でより質の高い行政サービスを提供するために、
目標を共有し、創意工夫のできる自律型自治体を目指す。**

2 基本方針

基本目標である「自律型自治体への変革」を実現するために、市民への情報公開を基本としながら、「健全な財政基盤の確立」「市民との協働によるまちづくりの推進」「ファシリティマネジメントの推進」「時代に対応できる機能的な組織づくりと人材育成の推進」の4つの方針に基づいて、行政運営の仕組みの改革に取り組む。

行政改革の目的に合わせてイメージ図の作成

第4 推進期間(予定)

行政改革大綱の推進期間は、新元号1年度から新元号6年度までの6年間とする。

この行政改革大綱で掲げた目標を実現するために、具体的な取組を「行動計画」として定め、その取組期間を前期(3年間)と後期(3年間)に分け、毎年度、取組項目ごとに目標の達成状況・効果を検証し、社会環境等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていく。

新元号1年度	新元号2年度	新元号3年度	新元号4年度	新元号5年度	新元号6年度
第6次総合計画基本計画(第1期)					第6次総合計画基本計画(第2期)
行政改革大綱					
行動計画(前期)			行動計画(後期)		

第5 取組方針

1 健全な財政基盤の確立

- (1)業務の効率化や見直しによる経費削減
- (2)収入増につながる施策又は取組みの創出、強化

2 市民との共闘によるまちづくりの推進

3 ファシリティマネジメントの推進

- (1)今後の取組み
 - ①生駒市公共施設マネジメント推進計画の策定
 - ②個別施設計画の策定
- (2)収入増につながる施策又は取組みの創出、強化

4 時代に対応できる機能的な組織づくりと人材育成の推進

第6 推進手法

1 推進体制

- (1)生駒市行政経営会議
- (2)生駒市行政改革推進委員会
- (3)生駒市市議会
- (4)外郭団体

2 進行管理